

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第108号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
1	別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）	
	[略]	[略]	
	22 [略]	22 [略]	[略]
		<u>22の2 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が行う開発行為に係るものに限る。）</u>	久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町及び普代村
		<u>（1） 法第29条第1項及び第2項の開発行為の許可</u>	
		<u>（2） 法第35条の2第1項の開発行為の変更の許可</u>	
		<u>（3） 法第35条の2第3項の開発行為の軽微な変更の届出の受理</u>	
		<u>（4） 法第36条第1項の工事の完了の届出の受理</u>	
		<u>（5） 法第36条第2項の工事の完了の検査及び検査済証の交付</u>	
		<u>（6） 法第36条第3項の工事の完了の公告</u>	
		<u>（7） 法第37条第1号の建築物の建築等が支障がない旨の承認</u>	
		<u>（8） 法第38条の工事の廃止の届出の受理</u>	
		<u>（9） 法第41条第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の建築物の建ぺい率等の指定</u>	

22の2 [略]	[略]
22の3 [略]	[略]
[略]	
35の7 [略]	[略]
35の8 [略]	[略]
[略]	

(10) <u>法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の建築物の建ぺい率等の特例の許可</u>	
(11) <u>法第42条第1項ただし書の建築等の許可</u>	
(12) <u>法第45条の地位の承継の承認</u>	
(13) <u>法第46条の開発登録簿の調製及び保管</u>	
(14) <u>法第47条第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の開発登録簿への登録</u>	
(15) <u>法第47条第2項及び第3項の開発登録簿への附記</u>	
(16) <u>法第47条第4項の開発登録簿の修正</u>	
(17) <u>法第47条第5項の開発登録簿の保管及び写しの交付</u>	
22の3 [略]	[略]
22の4 [略]	[略]
[略]	
35の7 [略]	[略]
35の8 <u>都市計画法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が行う開発行為に係るものに限る。）</u>	久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町及び普代村
(1) <u>省令第37条の開発登録簿の閉鎖</u>	
(2) <u>省令第38条第1項の開発登録簿閲覧所の設置</u>	
(3) <u>省令第60条の開発行為又は建築に関する証明書等の交付</u>	
35の9 [略]	[略]
[略]	

2	別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
	[略]		[略]	
	22の2 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が行う開発行為に係るものに限る。） （1）～（17） [略]	久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町及び普代村	22の2 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が行う開発行為に係るものに限る。） （1）～（17） [略]	<u>大船渡市、</u> 久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町及び普代村
	[略]		[略]	
35の8 都市計画法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が行う開発行為に係るものに限る。） （1）～（3） [略]		久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町及び普代村	35の8 都市計画法施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村が行う開発行為に係るものに限る。） （1）～（3） [略]	<u>大船渡市、</u> 久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町及び普代村
[略]		[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令又は条例の規定により知事に対してされた申請その他の行為のうち、同日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務で当該市町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、同日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。